## 第2部 富山県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策体系

## 第1章 リーディングプロジェクト

県の施策のうち、プランの対象期間において重要かつ緊急性の高いものについて、生物多様性保全施策全体の先導的役割を果たす事業として本県の地域特性を踏まえ5つのリーディングプロジェクトとして設定しました。

#### 1 生物多様性のライフスタイルへの主流化

将来世代に豊かな生物多様性を引き継ぐために、生物多様性に関する基本的な知識を得たり自然とふれあう機会を提供することで、県民一人ひとりが生物多様性を意識し、行動によってそれを支えていくことが必要です。

そのためには、県民を対象とする普及啓発活動、子どもを対象とした環境教育・学習活動、 地域文化の体験活動を実施すると同時にこれらの活動における指導者の育成等を進める必 要があります。

#### <達成目標>

多くの県民が「生物多様性」という言葉とその意味を理解し、消費活動など生活や社会活動に生物多様性への配慮が根付いている。また、生物多様性の保全に関連する活動への県民の積極的な参加が行われている。

(関連参考指標 目標 1 No. 1、2、3、6、7、8、11 目標 2 No. 7、11)

- ○県民の生物多様性への関心を高め、理解を深めるため、国連が定めた国際生物多様性の日 (5月22日)を中心に自然に親しむイベントの開催や情報の提供等により、自然とふれ あう機会を確保する。
- ○ナチュラリストや自然公園指導員\*等の活動ほか、中央植物園や立山自然保護センター、 自然博物園ねいの里等の施設における展示やイベントにより、「生物多様性」という言葉 とその意味を広く普及啓発する。
- ○幼少期より自然とふれあい親しむ機会を持ち、自然環境保全の意識の醸成が図られるよう県施設の活用を図り、積極的な利用を促す。
- ○着実に一人ひとりの行動変容を促すため、様々な世代、また自然環境に対し関心が薄い (無い)県民に対しても、生物多様性の大切さを知ってもらえるようわかりやすく親しみや すい手法・表現により SNS や各種メディアを通じ情報発信を行う。
- ○ビオトープの整備や森づくりボランティアなどの自然保護活動を支援する。
- ○富山の歴史や文化、郷土への誇りと愛着、感動や感謝の心を育むふるさと学習を進める。 また、高志の国文学館では自然や風土、人の営みから生まれた「ふるさと文学」について 親しみ、楽しく学ぶことが出来るよう企画展等を開催する。
- ○生物多様性にも深く関わっている富山県の特色のある歴史、伝統文化、伝統工芸、生活文化、食文化などについて、再認識に努めるとともに、広く発信を進める。また、立山博物館では、立山の歴史と立山信仰、そしてその舞台となった自然について、特色ある施設とともに調査研究の成果を紹介する企画展等を開催する。

○生物多様性に配慮した消費行動を促すためエシカル消費\*や地産地消\*といった生物多様性に配慮した選択肢について周知するとともに、行動を促す施策を推進する。

#### 2 地域の生態系保全と回復

希少な野生動植物の保全のためには、それらの種の生態や生息特性、減少要因等の知見を集積し、それらに基づいて生息・生育環境の保全や保護管理計画の策定、外来種の駆除などの取組みを進めることが必要です。特に絶滅のおそれが高く過度の捕獲又は採取が懸念される種については、法令に基づき捕獲・採取の禁止措置、生息・生育地における開発の制限、保護増殖事業の実施等の総合的な対策を講じる必要があります。

また、森、里・川・海のつながりを保ち、県土のそれぞれの地域の特性を踏まえながら、 生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図ります。

## <達成目標>

希少野生動植物をはじめ地域の野生生物の生息・生育地が適切に保全されるととともに 地域間の生態系のネットワーク化が図られている。

(関連参考指標 目標 1 No.6、11 目標 2 No.1、3、4、5、6、7、8、9)

#### く具体的取組み>

- ○富山県版レッドリスト\*の見直しを実施する(令和5年度より調査を開始する)。
- ○富山県希少野生動植物保護条例に基づき、指定希少野生動植物の保全に取り組むととも に、必要に応じ希少野生動植物の追加等の見直しを実施する。
- ○希少野生動植物の保護対策のあり方を検討した上で、関係する法律による規制等と併せ てライチョウやホクリクサンショウウオなどの希少な生物をとその生息地の保全を図る。
- ○ライチョウについては、国で策定された「ライチョウ保護増殖事業計画」に沿って、モニタリング\*調査及び保護対策を継続するほか、関係機関と連携しながら、人材育成などの課題について検討する。
- ○希少な動植物の生息・生育が確認されている地域において開発行為等が行われる場合は、 富山県自然環境指針に基づきその保全を図る。
- ○公共工事の実施にあたっては、希少な野生生物の生息・生育情報を収集し、専門家の指導・助言を受け、希少種への影響の回避又は軽減に努める。
- ○それぞれの種の状況に応じて、動物園、自然博物園、水族館、植物園等において生息域外 保全に取り組む。
- ○希少種の生息・生育を脅かすオオカワヂシャやオオキンケイギク、オオクチバス、ウシガ エルなどの外来種の駆除を推進する。
- ○県内でもアライグマの生息情報があるため、情報収集を行い、生息状況を踏まえ、必要に 応じて防除活動等を推進します。
- ○事業者や民間団体、学校等が行う保全活動についてその促進を図る。
- ○希少種を含む本県の自然地及び生態系の中核をなす国立・国定公園、県立自然公園、自然 環境保全地や鳥獣保護区等保全地域について適切に管理を継続するとともに、県内におけ

る生態系ネットワークが形成できるよう先駆的事例を収集し、情報提供を図るとともに市 町村や関係団体に向け情報発信を行う。

- ○森林整備、河川や沿岸の自然の再生、都市域における緑地の適正な保存や生物多様性に配 慮した緑化整備など各地域の自然の質の向上と生態系の回復を図る。
- ○生物の良好な生息環境を保全・創出する多自然川づくり\*に取り組むとともに、魚道\*の 設置などにより、水域の連続性を確保する。
- ○身近な自然が普通種を含む生物の生息・生育場所、また生態系ネットワークの構成要素となっていることに留意し、身近な自然の大切さを伝える情報発信を行うとともに、多様な主体の連携による維持管理を図れるよう自然保護の活動を行う団体と支援を希望する企業などとの連携支援を検討する。

## 【トピック10】~イタセンパラの生息を脅かす外来種~

イタセンパラは、全国で淀川流域、濃尾平野と富山平野の3地域にのみ生息している希少な淡水魚であり、国内希少野生動植物種(種の保存法)や天然記念物(文化財保護法)に指定されています。しかし、近年、外来魚であるタイリクバラタナゴとの産卵対象・餌・生息地の競合やオオクチバスによる捕食が生じており、絶滅の危機が高まっています。 氷見市教育委員会では、イタセンパラの計画的な保護を図るため、外来魚の駆除や保護池の整備などに取り組んでいます。



イタセンパラ 資料: 氷見市教育委員会

#### 【トピック 11】30by30 目標と OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)

2021年のG7サミットにおいて、生物多様性の 観点から2030年までに陸域及び海域の30%を保 護する「30by30目標」に取り組むことが約束され、 2021年現在陸域20.5%、海域13.3%である我が 国においても、30by30を達成するため「30by30ロードマップ」が策定された。

ロードマップでは、30%を達成する施策として国



立・国定公園の拡張や管理の質の向上に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理が挙げられた。民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト(仮称)」として認定していく等の取組みを図ることとしている。

面積に対し保護地域を多く有する本県においても\*、引き続き自然公園等の適切な管理を行う等30by30目標に貢献していくことが求められる。

※ 富山県の面積 424,754 ha のうち保護地域として、自然公園(国立・国定公園 80,178 ha、県立自然公園 45,376 ha)、自然環境保全地域(623.78 ha)、鳥獣保護区(107,482 ha)、保護林等が該当し、重複する地域を含むものの、陸域面積のうち保護地域の面積が3割を超えると考えられる。

## 3 立山地域における保護と利用の好循環の実現

立山連峰一帯は、ライチョウやイヌワシ、高山植物など固有の動植物が多く見られ、ラムサール条約\*登録湿地である弥陀ヶ原・大日平や国内初の現存する氷河も有する富山県の豊かな生物多様性を象徴するとともに立山信仰の場としても重要な地域です。

一方、国内外から年間 90 万人以上の観光客が訪れる一大観光地でもあり、訪問者に世界的に貴重な自然と触れ合い理解を深める場を提供しています。

しかしながら、近年の登山ブームにより、高山植物の踏み荒らしなどによる自然環境の破壊や、地球温暖化の進行によるライチョウや高山植物等の生息域の縮小及びニホンジカやイノシシ等の侵入による植生を始めとする生態系への影響等が懸念されています。

登山者による環境配慮や登山道の整備、登山バスの環境性能の向上、自然植生の復元、外 来植物の駆除、ライチョウの保護など、立山の生態系を維持しつつ、持続的な方法で利用す ることにより地域の資源としての価値の向上を図ります。

#### <達成目標>

路線バス・観光バス、トイレ等について、より環境負荷の少ない手段が利用できるようになっており、立山自然保護センターでの環境学習\*や外来植物除去活動等の生物多様性保全活動の参加者が現状より増加している。

(関連参考目標 目標 1 No. 4、6、11 目標 2 No. 1、2、6)

- ○立山黒部アルペンルートにおいて、県道立山公園線へのマイカー乗り入れ禁止を継続する。また、立山における路線バスや観光バスの環境性能における規制を継続するほか、バス事業者への排出ガス軽減のための車両の更新を支援する。
- ○立山黒部アルペンルートにおいて、環境に配慮したクリーン・モビリティ\*の導入可能性 について検討する。
- ○環境配慮型の山岳地トイレや歩道、登山ルートの整備など、より環境負荷が少なく自然の 魅力を楽しむことができるような施設の整備を促進する。
- ○外来種を持ち込まないように注意喚起を強化するとともに、侵入してきた外来植物の除 去ボランティア活動を促進する。
- ○ライチョウを保護するために、ライチョウ生息地のパトロール (観察マナーの啓発・指導、 ごみ拾い)、保護対策の普及等を行う人材を育成する。
- ○関係する地方公共団体や NPO、専門家等と連携して、ラムサール条約湿地に関するモニタリング調査や湿原の再生及び氷河の調査研究について取り組む。また、環境教育や普及 啓発等に努めながら適正な利用を推進する。
- ○ニホンジカやイノシシの侵入による生物多様性の劣化が生じないよう、監視の強化、侵入 防止対策の実施、生態系の維持回復に取り組む。
- ○室堂周辺での WI-FI 環境の整備を進め、より多くの立山でのリアルタイムな情報や映像を発信するよう推進する。

## 4 里地里山の保全・再生と野生生物の適正な管理

里地里山地域は、農林業を中心とした人間の手が加わることによって、長きにわたりその生態系を維持しており、また、その自然に育まれた様々な祭りや伝統行事などの文化が培われてきています。一方で近年では過疎化や高齢化により里地里山に人間の手が入らずイノシシやニホンジカなどの野生動物の分布域が拡大することにより、二次的自然環境の荒廃や野生鳥獣被害が生じています。

このような課題に対応するため、環境に配慮した農林業の推進や里山林の整備、耕作放棄 地の再利用、人と動物との棲み分けなどの持続可能な利用の取組みが必要です。併せて、里 山整備により発生した木質バイオマスの利活用など、里地里山を継続的に利用するための 仕組みの構築が必要です。

また、里地里山は県民が身近に生物多様性を実感する場としても重要であり、市民参加型の生きもの調査やグリーン・ツーリズム、自然観察会などを通じて、自然と共生する社会への理解を深めていくことも大切です。

#### <達成目標>

野生動物による被害が極力少ない状態となっており、また、里山林や伝統的な農村景観の整備・保全活動が活発に行われている。

(関連参考指標 目標3 No.1、2、5、6、7)

- ○野生動物との棲み分けや景観の保全などを目指し、水と緑の森づくり税を活用して地域 の里山を整備する。
- ○耕作放棄地の再生・利用活動等を支援する。また、耕作放棄地の解消とともに野生動物との棲み分けをねらいとした牛の放牧に対する支援を行う。
- ○保護管理計画等に基づき、電気柵の設置や捕獲について総合的な取組みを支援し、イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害の防止対策を強化する。
- ○ニホンジカによる生態系被害の拡大防止を図るため、生息状況及び県内への侵入経路を 把握するための調査を実施するなどの対策を進める。
- ○農村地域における水田、水路、ため池等の整備を行う場合は、受益農家と地域住民等の意見を十分調整したうえでビオトープを取り入れる。また、農家を含む地域住民による水路やため池等の適正な維持管理・保全活動を推進する。
- ○水田と水路間でのネットワークや生きものの生息などに着目して対策を検討する。また、 整備後の生態系フォローアップ調査などの対策効果の検証に努める。また、水田や用水に 親しみ農業や農村に対する理解を深めるため、子ども達による生きもの調べを実施する。
- ○となみ野の散居景観の保全啓発を図るための地域拠点施設である「となみ散居村ミュージアム」の運営支援や、屋敷林又は棚田などの保全を行う農村ボランティアを支援することで農村景観の維持に努める。
- ○農村の多様な伝統文化を保存し、次の世代に継承する。
- ○グリーン・ツーリズム体験等の活動に対して支援を行う。また、農山漁村地域への定住や 半定住を促進するため、農作業や田舎暮らしを体験できる「とやま帰農塾」を開催し、都 市住民との交流を図る。

## 5 生物多様性保全型の農林水産・観光業の振興

富山県の個性豊かな地域資源は、立山黒部をはじめとする美しい自然、井波彫刻や五箇山 和紙など自然素材を使った伝統工芸、新鮮で地域色豊かな魚介類等の食材を活かした食文 化などの生物多様性の恵みと深く関係しています。

生物多様性の保全というと、希少な野生生物の保護など様々な制約ばかりをイメージしがちです。しかし、地域資源として上手に利活用することで、保護に結びつくだけでなく、 経済的な価値が上昇するなど、地域における様々な効果の発揮が期待されます。

特に農林水産業は、元来、生物多様性のもたらす恵みによって成り立つものであるため、 農林水産業やそれに関連する活動においては生物多様性を保全し、持続的に利用していく 配慮が不可欠です。

また、観光業は、生物多様性の保全を前提とした適正な利用により、持続可能な発展が可能となるものです。さらに富山県の豊かな自然環境を広くPRし、生物多様性の理解を促進することにも貢献します。

#### <達成目標>

生物多様性保全に配慮して生産された農林水産物の生産・販売量が現状に比べ増加し、県内外の消費者に認知されている。

(関連参考指標 目標3 No.3、4、7、8、9)

- ○地域で生産された農林水産品のよさへの理解を深めるため、農林漁業者と消費者・企業等 との交流を拡大する。
- ○化学肥料及び化学合成農薬の低減や有機農業\*の推進など環境にやさしい農業を展開する。
- ○環境保全等を目的とした「富山県適正農業規範」に基づく農業生産活動を展開し、農産物の安全性と品質が確保された生産地として信頼性の向上を図る。
- ○生物多様性に配慮して生産された農産物や「五箇山かぶ」、「五箇山かぼちゃ」等の伝統野菜品種について、ブランド化を図るため栽培技術確立を推進する。
- ○森林の適正な管理や持続可能な木材利用の拡大に関する研究に取り組み、間伐材などを 木質バイオマスとして利活用する。
- ○ホタルイカやシロエビ、ベニズワイガニなどの水産資源を持続的に利用するための調査 研究に取り組む。
- ○ブリの定置網漁など、資源の持続的な利用が可能な漁法をPRする。
- ○獣肉を材料とするジビエ\*料理を普及する。
- ○生物多様性やその恵みを観光資源として活用した観光客の誘致に取り組む。また、生物多様性保全型観光と地域振興を目指したグリーン・ツーリズムに取り組む。

## 第2章 生物多様性を支える基盤づくり【生物多様性を理解し・広める】

## 【目標1】生物多様性の重要性について県民の理解を深め、一人ひとりの行動促進を促す

県民一人ひとりが生物多様性の重要性やその恩恵を認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルへ変えていくことが重要です。そのため、普及啓発や人材育成を行うとともに、生物多様性の基礎となる情報の収集・調査研究に取り組んで行きます。

## 第1節 生物多様性を支える人づくり

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるには、行政が県民や事業者などの各主体へ 生物多様性に関する基本的な知識を得る機会を提供し、私たちの生活が生物多様性の恵み に支えられていることへの理解と、それぞれの主体的な行動を促す取組みを進める必要が あります。

#### 1 生物多様性とのふれあい

生物多様性の保全には、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で生物多様性について感じ、 考え、行動することが重要です。

#### <具体的取組み>

#### (1)普及啓発

○県民の生物多様性への関心を高め、理解を深めるため、自然観察会などイベントの開催や 情報の提供等により、自然とふれあう機会を確保しています。(生活環境文化部、農林水 産部、土木部)

「現状」(令和3年度)

・生物多様性の認知度(県政モニター)

「生物多様性の言葉を聞いたことがある」割合 43.4%

「生物多様性の意味を知っている」割合 37.4%

○ナチュラリストによる、高山帯から里地里山地域での自然解説のほか、自然公園指導員や 鳥獣保護管理協力員\*等の活動により、生物多様性の普及啓発を図っています。(生活環 境文化部)

「現状」(令和3年度)

- ・ナチュラリストによる自然解説利用者数 4,990人(令和元年度 12,283人)
- 自然公園指導員数 37 人
- ・鳥獣保護管理協力員数 50人
- ○立山自然保護センターではライチョウなど高山帯の動植物に関する展示や自然解説を実施しており、有峰ビジターセンターではツキノワグマやブナなどの山地帯の動植物を紹介しています。また、自然博物園ねいの里では里地里山地域での人と生きものとの共生に関する展示や野外フィールドのビオトープを利用して、富山県中央植物園では植物についての各種講座や企画展示を通じて、生物多様性に関する普及啓発を促進しています。(生活環境文化部、農林水産部)

[現状](令和3年度)

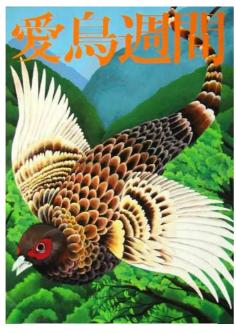
- ・立山自然保護センター利用者数 49,989人
- ・自然博物園ねいの里入園者数 13,144人
- ・植物公園ネットワーク\*の箇所数 8箇所
- ・植物公園ネットワークの年間入園者数 474,287人
- (うち 中央植物園 108,483 人)
- ○愛鳥週間(5月10日から16日まで)期間中に、野鳥観察会などの行事を実施し、野鳥に対する正しい理解を深めてもらい、野鳥の生息する健全で豊かな自然環境づくりについて普及を図っています。(生活環境文化部)

## 【トピック12】~愛鳥に関するポスターによる鳥類等の野生生物保護の普及啓発~

毎年愛鳥週間(5月10日から16日)にあわせて、広く県下の小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒から、愛鳥に関するポスターを募集し、その創作過程を通じて鳥類をはじめとする野生生物保護の普及啓発を図っています。

作品は愛鳥週間用ポスター原画コンクール(主催:(公財)日本鳥類保護連盟)に応募しており、平成28年度の応募作品が県内としては3度目となる「日本鳥類保護連盟総裁賞」を受賞し、原画はポスターとして、愛鳥週間に全国の自治体や学校に掲示されました。

また、令和3年度には本県生徒の作品が「環境大臣賞」に選出される等、例年多くの児 童生徒がポスター製作に熱心に取り組み、高い評価を受けています。



平成 28 年度 日本鳥類保護連盟総裁賞



令和3年度 環境大臣賞

- ○生物多様性の保全を推進するため、野生生物保護活動を積極的に実践している小・中・義 務教育学校を「生物多様性保全推進モデル校」(小学校については、「やせいの生きものふ れあいモデル校」)として指定し、活動を支援しています。(生活環境文化部)
- ○企業が実施している生物多様性保全の取組みを広く普及啓発するなど、生物多様性に貢献する企業のイメージアップを支援しています。(生活環境文化部、農林水産部)

## (2)活動支援

○幅広い世代が参加する地域での環境保全活動の活性化を図るため、NPO や民間団体等に 対する支援施策を積極的に推進しています。(生活環境文化部)

「現状」(令和3年)

- ・環境保全に関する相談件数 102件
- ○環境保全活動に取り組んでいる県民、民間団体、事業者などの多様な主体の連携を進め、 各主体間のパートナーシップによる新たな環境保全活動への展開や協働の取組みを進め ています。(生活環境文化部)

「現状」(令和3年度)

- ・環境保全活動に取り組む講師・指導者数 154人
- ○生物多様性に関する CSR\*(企業の社会的責任)活動を計画している企業に対し、技術的な指導や地域の NPO 等との連携を充実させています。(生活環境文化部、農林水産部)
- ○市町村による生物多様性地域戦略の策定を支援しています。(生活環境文化部)

「現状」(令和3年度)

・生物多様性地域戦略の策定市町村数 1市(魚津市)

#### (3)人材育成

○自然保護と生物多様性の重要性を広報するため、ナチュラリストの新規養成を定期的に 行い、活動できる人材を確保しています。また、ナチュラリストを対象として自然環境等 に関する研修会を年に数回開催し、一層の資質向上を図っています。 (生活環境文化部)

[現状](令和3年度)

- ・ナチュラリストの認定者数 892 人
- ・ナチュラリスト活動者数 330人
- ○青少年の自然保護に対する意識の向上を図るとともに、将来のナチュラリスト候補者の 育成を進めるジュニアナチュラリストの養成や活動支援を推進しています。(生活環境文 化部)

[現状](令和3年度)

- ・ジュニアナチュラリストの認定者数 469人
- ○ジュニアナチュラリストが将来ナチュラリストを目指す契機づくりとするため、ナチュラリスト・ジュニアナチュラリスト連携事業を実施し、ジュニアナチュラリストとナチュラリストとの相互交流の場を提供しています。 (生活環境文化部)
- ○フォレストリーダー\*の養成と組織化を促進し、自主活動への支援を行っています。(農 林水産部)

[現状](令和3年度)

- ・フォレストリーダーの人数 218人
- ○県民の自主的な緑化活動を支援するため、花と緑の指導者\*の育成を推進しています。(農林水産部)

[現状](令和3年度)

・花と緑の指導者の人数 2,190人

#### 2 生物多様性にかかる環境教育

一人ひとりの生物多様性に対する意識を高め、保全活動の取組みを広げていくためには、 次世代を担う子ども達を中心とした環境教育の推進が重要となります。

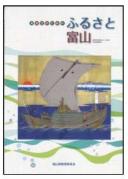
#### <具体的取組み>

#### (1)環境教育の推進

- ○富山県環境教育等行動計画に基づく総合的な環境教育の推進により、自然観察会などを 通じて生物多様性の保全を含めた環境保全に対する理解を深め、自発的な環境保全活動へ の意欲を高めています。(生活環境文化部)
- ○幼児から高齢者までの年齢層に対応した体系的な環境教育プログラムを整備しています。 (教育委員会、生活環境文化部)
- ○富山の歴史や文化、郷土への誇りと愛着、感動や感謝の心を育むふるさと学習を推進しています。 (教育委員会)
- ○幼児から中学生を対象に、公民館による子どもたちの身近なふるさと学習や自然体験を 促進しました。 (教育委員会)

## 【トピック13】~ふるさと学習の推進~

ふるさと富山を題材にした郷土史・日本史学習補助教材「高校生のためのふるさと富山」を用いた郷土史・日本史学習や、高校生とやま英語表現ハンドブック「Let's talk about KITOKITO TOYAMA」の配布・活用などにより、全県立高校でのふるさと学習を推進し、日本や郷土の伝統と文化に対する理解を深めています。



高校生郷土史・日本史学習補助教材 「高校生のためのふるさと富山」



高校生とやま英語表現ハンドブック 「Let's talk about KITOKITO TOYAMA」

○学習環境づくりや地域の緑化推進の拠点として、緑のカーテンなど学校等の緑化を促進 しています。(教育委員会)

#### [現状](令和3年度)

- ・小中学校の緑地面積 54 ha
- ・県立学校の緑地面積 55 ha
- ○自然環境の中での集団活動を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、呉羽青 少年自然の家及び砺波青少年自然の家の自然体験活動を推進しています。(教育委員会)
- ○児童・生徒等を対象とした農林漁業体験や調理体験等の取組みにより、地場産品や地域の 食文化への理解を促進するなど、食育を推進しています。 (農林水産部)

## (2)活動支援

- ○各主体でのニーズに応じた環境教育が実施されるよう、(公財)とやま環境財団や富山県 自然博物園ねいの里、富山県中央植物園などによるコーディネート機能を強化しています。 (生活環境文化部、農林水産部)
- ○児童、生徒が身近な自然に対して関心を高めるよう、ビオトープづくりを支援しています。 (教育委員会、生活環境文化部)

#### (3)人材育成

- ○生物多様性を含む環境教育の指導者を養成しています。(教育委員会)
- ○富山大学教育学部と協議して必修専門科目を開設し、富山県の自然や文化など特色ある 内容を取り上げ、教員を志望する学生の資質向上を図っています。 (教育委員会)

## 【トピック14】~身近な自然の観察を通して~

自然観察を通して指導力の向上を図ることを目的に、毎年、教員を対象として「理科教育講座(自然観察)入門コース」を実施しています。

この講座では、学校周辺の身近な地域の自然観察を通して、環境によって生息している動植物の違いや川の汚れなどを調べ、動物や植物にとって望ましい自然環境について理解を深めました。また、自然観察を行う際の留意点をはじめ、簡易観察器を使った効果的な観察等、指導方法について学び、児童生徒が



研修の様子

自然や身近な生活の中での気付きや発見から、環境について幅広く関心をもち、理解を深める学習について研修しました。

#### 第2節 科学基盤の強化

生物多様性の現状を的確に把握し、できるだけ早い段階で適切に対応するためには、生物 多様性に関する科学基盤の強化が重要となります。

様々な環境における生物多様性の現状を把握するため、各試験研究機関や担当課において、各種調査・研究を進めるとともに、情報の収集・整理に努めています。

## <具体的取組み>

## (1) 野生動植物に関する主な調査研究

- ○立山地域のライチョウについては、ナワバリ数などの生態について、民間団体と連携して 調査を実施しています。また、定期的に生息数調査を実施し、ライチョウの生息状況の把 握に努めています。(生活環境文化部)
- ○農作物被害が発生しているイノシシ、ニホンザルなどの獣類については、分布・被害状況 調査等を実施し、個体数調整の基礎情報として活用しています。(生活環境文化部、農林 水産部)
- ○農林水産総合技術センター森林研究所では、ブナ等堅果類の豊凶調査を実施し、クマの出 没傾向予測に役立てています。また、立山地域の植生等に関するモニタリング調査のほか、

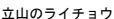
里山林や奥山地域の森林施業\*に関する研究なども実施しています。(生活環境文化部、農林水産部)

- ○富山県中央植物園では、県内の植物相と植生の調査、絶滅危惧植物の現状調査などを行なっています。(農林水産部)
- ○富山県自然博物園ねいの里では、ニホンジカやニホンザルの生態調査や渡り鳥共同調査 など野生動物に関する調査を行っています。(生活環境文化部)

## 【トピック 15】~富山雷鳥研究会の取組み~

立山におけるライチョウ保護対策として富山雷鳥研究会は昭和53年に発足し、ライチョウの生態調査や生息数調査を現在まで長年実施しています。また、ライチョウ及び高山帯の自然保護に関する普及・啓発活動も実施し、県のとやまのライチョウサポート隊では講師や指導員として中心的な役割を担い、立山のライチョウと自然について広く発信しています。







ライチョウの生態について解説する様子

#### (2) 自然環境分野に関する主な調査研究

- ○立山カルデラ砂防博物館では、土砂災害における砂防技術や近年発見された氷河など、立 山地域を中心とした地質、地形、気候、動植物などに関する調査研究を実施しています。 (土木部)
- ○農林水産総合技術センター水産研究所では、富山湾水質環境調査や藻場状況調査、河川に おける外来魚の生息調査などを実施しています。(農林水産部)
- ○環境科学センターでは、富山県における地球温暖化の影響に関する調査研究などを行なっています。(生活環境文化部)
- ○海洋環境については、(公財)環日本海環境協力センターを中核拠点として、国内外の政府、地方公共団体、関係機関、民間団体等と連携・協力し、調査研究や環境交流などの各種取組みを進めています。(生活環境文化部)

#### 「現状」(令和3年)

・環日本海地域の環境協力を目的とした交流人数 169 人

## 第3章 生物多様性の保全と回復【生物多様性を守る】

【目標2】北アルプスから富山湾に至るまでの様々な生態系のつながりを保ち、人と野生生物との共生を目指す

本県には、標高差4,000mの自然のもと、種の多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな生態系が存在する一方、開発や人口減少・高齢化などによる里地里山の荒廃、外来生物の侵入、地球温暖化など、生物多様性への負の影響が懸念されています。

生物多様性を将来にわたり保全していくため、生息地・生育地となる地域や希少野生生物 の保全と再生に取り組んでいきます。

## 第1節 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、多様な生物の生息・生育の場として重要な地域について、 対象地域の特性に応じて十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携 を考慮しながら保全する必要があります。

#### 1 自然公園等

## (1) 自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性に寄与することを目的としています。

自然公園は、「国立公園」「国定公園」「県立自然公園」の3種類に分かれています。本県の自然公園は、国立公園2箇所(中部山岳、白山)、国定公園1箇所(能登半島)、県立自然公園6箇所(朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山、僧ヶ岳)があります。

「現状」(令和3年度)

- ・自然公園9箇所125,554 ha国立公園2箇所79,173 ha国定公園1箇所1,005 ha県立公園6箇所45,376 ha
- 県定公園 17 箇所 16,829 ha

#### <具体的取組み>

- ○生物多様性保全の観点から、県立自然公園の区域を見直す際には、自然度の高い地域に ついては、公園区域の拡充を図っています。(生活環境文化部)
- ○自然公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制の充実・強化を図るとともに、適正な 管理に努めています。(生活環境文化部)
- ○自然公園指導員やボランティアの活動を推進することにより、自然公園の保護及び適正 な利用とその保全活動の充実を図っています。(生活環境文化部)
- ○高山植物の盗掘防止パトロール、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施しています。(生活環境文化部)

[現状](令和3年度)

・自然保護指導員 18 人

- ○観光客に対し、ごみの持ち帰りやストックキャップの使用を呼びかけています
- ○山小屋などのし尿・排水処理施設の改善を図るとともに、トイレ利用マナーの普及啓発や 携帯トイレの持参を呼びかけています。(生活環境文化部)

## 「現状」(令和3年度)

- ・環境に配慮した山小屋等のトイレ整備数 53 箇所
- ○魅力的な自然公園づくりを進めるため、国、地方自治体、地域住民、専門家、企業、NGO などの協働による管理運営体制の構築を進めています。(生活環境文化部)
- ○ニホンジカやイノシシにより生物多様性の劣化が生じるおそれのある自然公園においては、現地調査等により現況把握するとともに、生態系の維持回復を図っています。(生活環境文化部)
- ○採捕を規制する指定動植物を見直すとともに、生息地管理も含めた生態系保全を図っています。(生活環境文化部)
- ○自然観察会の実施やビジターセンターでの展示などにより、生物多様性の保全を普及啓発するとともに、パンフレットやホームページなどを活用して県内外に PR しています。 (生活環境文化部)
- ○植生破壊などを防止するため、木道の敷設や立入防止柵の設置など、適切な施設整備を実施しています。(生活環境文化部)
- ○登山道整備やグリーン・ツーリズムに必要な活動拠点施設の整備のほか、施設利用者が快適に利用できる施設整備(ユニバーサルデザイン化)を推進します。また、展望施設や多言語対応案内標識などの統一的な整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などの整備を実施しています。(生活環境文化部)
- ○立山における路線バスや観光バスの環境性能における規制を継続するほか、バス事業者 への排出ガス軽減のための車両の更新を支援します。(生活環境文化部)

## (2) ラムサール条約湿地

富山県では、「立山弥陀ヶ原・大日平」が保全すべき重要な湿地として、平成24年7月3日にラムサール条約湿地に登録されました。面積は574 haで、なだらかな溶岩台地に成立した雪田草原である弥陀ヶ原、大日平と豊富な水量を誇る称名渓谷・称名滝からなる区域です。区域全体が中部山岳国立公園特別保護地区に指定されており、立山信仰から「餓鬼の田」と呼ばれる池塘が多く存在する開放的かつ独特の景観が守られています。

「現状」(令和3年)

・ラムサール条約登録地1箇所 574 ha

#### <具体的取組み>

○条約湿地に関するモニタリング調査や湿原の再生、環境教育、普及啓発等について、関係する地方公共団体やNPO、専門家等と連携しつつ、湿地の生態系の保全と賢明な利用(ワイズユース\*)を図っています。(生活環境文化部)

#### (3) 自然環境保全地域\*

自然環境保全地域は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、区域内に生存する動植物

を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川でその自然環境がすぐれた状態を維持しているものなどにおいて、一定の広がりをもった地域について指定するものです。自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、自然環境の状況に対応した適正な保全を図ります。

#### <具体的取組み>

○貴重な動植物など自然環境のすぐれた地域を自然環境保全地域に指定し、又は拡張する 取組みを進めています。(生活環境文化部)

「現状](令和3年)

- ・自然環境保全地域 11 箇所 624 ha(うち特別地区 101 ha)
- ○既存の自然環境保全地域においては、動植物や利用状況の現況把握などを行い、標識の 整備や巡視の強化など適切な保全管理を徹底しています。 (生活環境文化部)

#### 2 鳥獣保護区

鳥獣保護区は鳥獣の保護を図るため、地域的に重要と認める区域について指定するものであり、県内では40箇所を指定しています。指定面積は県土の25.3%を占めており、全国でもトップクラスの指定率です。

また、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域については特別保護地区に指定しており、県内では10箇所を指定しています。

一部の鳥獣保護区では、国指定天然記念物であるイヌワシの営巣が確認されていたことから、より規制の厳しい特別保護指定区域に指定し、鳥獣の保護を図っています。

#### <具体的取組み>

○鳥獣の生息環境の確保に資する鳥獣保護区及び同特別保護地区を指定しています。(生活 環境文化部)

「現状」(令和3年度)

- ・鳥獣保護区 40 箇所 107,482 ha(うち国指定 1 箇所 64,819 ha)
- ○渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地の ネットワークを確保しています。(生活環境文化部)
- ○定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣 の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管 理を行っています。(生活環境文化部)

#### 3 名勝、天然記念物、景観等

## (1) 名勝・天然記念物

富山県は、美しく、豊かで個性的な自然環境に恵まれており、「名勝」や「天然記念物」とは、こうした貴重な地域の自然や景観を守るため、文化財保護法で定められた保護制度のひとつです。

名勝とは、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地やそれを展望できる地点で、歴

史上または学術上価値の高いものをいい、「人工の造形」を主体とするもの、「自然の景観」 を主体とするもの及び自然の「景観地が展望できる地点」に大きく分けられます。県内には 「黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山」、「称名滝」、「虻が島とその周辺」等があります。

天然記念物とは、動物、植物、地質・鉱物、およびそれらの生息地・渡来地や自生地などの地域で学術上価値の高く日本の自然を記念するものをいいます。県内には「ライチョウ」、「カモシカ」、「白馬連山高山植物帯」、「杉沢の沢スギ」、「薬師岳の圏谷群」などがあります。

県内の天然記念物の中では巨木の件数が高い割合を占めており、県の指定文化財では史跡に続いて多い指定件数となっています。また、その性格上、「史跡名勝天然記念物」や「名勝天然記念物」といったように指定区分や指定の理由が複数にわたる名勝や天然記念物も少なくありません。

## 【トピック 16】~杉沢の沢スギ~

黒部川扇状地末端部の湧水地に立地するスギの天然生林で、 圃場整備\*により多くが失われる中、昭和48年に2.67 haが国 の天然記念物に指定されました。

平成7~8年度には貴重な自然に親しみ学習できるよう、観察路デッキや沢スギ自然館などのガイダンス施設整備が行なわれました。燃料や用材の供給場として人々に利用されていたかつての生育環境や植生に戻すため、毎年、多くのボランティア等によって保全活動が行なわれています。



林内の沢スギ

## <具体的取組み>

○各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域を 対象として、自然的名勝・天然記念物の指定を推進しています。 (教育委員会)

[現状](令和4年3月)

- ・文化財公園の箇所数 26 箇所
- ・国、県、市町村指定文化財及び登録文化財件数 1,416件
- ·名勝 : 国指定 3件(特別名勝天然記念物1件、名勝天然記念物1件、名勝1件)

県指定 3件(名勝1件、名勝天然記念物1件、史跡名勝天然記念物1件)

国登録 1件(名勝1件)

·天然記念物:国指定 22件(動物8件、植物6件、地質鉱物8件)

県指定 46件(動物3件、植物36件、地質鉱物7件)

○指定された地域については、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元などを進めています。(教育委員会)

#### (2)景観

富山県では地域の特性を活かした景観の保全及び創造を図ることを目的に富山県景観条例を制定し、平成15年4月から施行しています。この景観条例に基づき、大規模な建築物の新築等が景観に影響を与える場合があることから事前に届出をしてもらう「大規模行為の届出制度」の実施や、県内の景観の中でも重点的取り組んでいく地域として定めた「景観

づくり重点地域」内において「特定行為の届出制度」を実施しています。また、公共事業に おいても景観に配慮した公共事業を行うため、景観づくり基準を定め、取り組んでいます。

景観づくりは地域住民の自主的な取組みが不可欠であることから、「景観づくり住民協定」の締結を推進しており、締結に向けた取組みや修景事業に対して支援するほか、景観アドバイザーを派遣し、その取組みを支援しています。また、本県にある良好な眺望景観を活用するため、良好な景観を眺望できる地点を「とやまビューポイント(ふるさと眺望点)」として指定し、これを広く紹介しています。さらに、景観づくりの普及啓発を行うため、景観に配慮した良好な建築物等を表彰しています。

[現状] (令和3年)

・富山県の景観に関心のある人の割合 81.8%

## <具体的取組み>

○景観づくり重点地域での届出制度によるきめ細やかな良好な景観づくりへの誘導、とやまビューポイントの活用により県民の景観保全意識の高揚に取り組んでいます。(土木部)

## 【トピック 17】~とやまビューポイント~

「とやまビューポイント(ふるさと眺望点の愛称)」とは富山県景観条例に基づき指定された、優れた景観を眺望できる地点のことです。

県ではこれらの地点を広く県内外の人々に紹介することとしています。

とやまビューポイント 60地点(令和3年度時点)

- ○自然景観 11 地点(平成18年3月指定)
- ○四季の景観 11 地点 (平成19年9月指定)
- ○都市(まち)の景観 8地点(平成22年4月指定)
- ○優れた景観の追加 30 地点(令和3年3月指定)



弥陀ヶ原の湿原(立山町)



阿尾から見る立山連峰(氷見市)

○地域の人たちが中心となって、その地域の景観をどのようにしていくか自ら考え、目標を 定めて取り組む景観づくり住民協定の制度を推進しています。(土木部)

[現状] (令和3年)

・景観づくり住民協定締結件数 16 地区

- ○適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の 選定に取り組んでいます。(教育委員会)
- ○公共事業による先導的、総合的な景観づくりを進めるため、富山県景観条例に基づく「富山県公共事業の景観づくり指針」に適合するよう努めています。 (農林水産部、土木部)

## 4 海洋保護区

生態系や生物多様性の保全に対する世界的な意識の高まり、関連する科学的知見\*の蓄積を背景に、海域に保護区(すなわち海洋保護区)を設定することを通じて保全を推進する動きが世界的に活発になっています。平成23年3月に環境省が作成した海洋生物多様性保全戦略によると、「海洋保護区とは海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義しています。

具体的には、①自然景観等の保護を目的とする自然公園、自然海浜保全地区、②自然環境 又は生物の生息・生育場の保護を目的とする自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護 区、天然記念物の指定地、③水産動植物の保護培養を目的とする保護水面、沿岸水産資源開 発区域、その他都道府県や漁業者団体等多様な主体による様々な指定区域などが該当する と考えられています。

[現状](令和4年3月)

・自然公園:2箇所(能登半島国定公園、朝日県立自然公園)

· 鳥獸保護区: 2 箇所(城山鳥獸保護区、氷見海岸鳥獸保護区)

・県指定名勝天然記念物:1箇所(虻が島とその周辺)

・国指定特別天然記念物:1箇所(ホタルイカ群遊海面)

· 共同漁業権水面: 9 箇所

・海洋水産資源開発促進法施行令で指定する海域(富山湾・能登沖海域)

たど

#### <具体的取組み>

○該当すると考えられる区域は、関係機関のもとに海洋保護区の定義に沿った、適正な維持 管理に努めています。 (生活環境文化部、教育委員会、農林水産部)

## 第2節 野生生物の保護と管理

野生生物は生態系の基本的要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。

県民にとって普通に見られる身近な種から希少な種まで、多くの野生生物が将来にわたって存続できるような、人と野生生物との望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な保護と管理が重要となります。

## 1 希少な野生生物の保全

希少な野生生物の保全には、それらの種の生息・生育情報や減少要因、保護対策等の知見を集約し、国、県、市町村、専門家、県民等が連携しながら対策を適切に講ずることが必要となります。

「現状](令和3年)

・富山県レッドリスト掲載の種数・個体群数 896 種、3地域個体群

#### <具体的取組み>

- ○富山県版のレッドデータブックを広く普及啓発し、野生生物に対する保護の意識を高めています。(生活環境文化部)
- ○研究者や専門家と連携し、希少な野生生物の生息・生育状況の把握に努めています。(生活環境文化部)
- ○希少な動植物の生息・生育が確認されている地域において開発行為等が行われる場合は、 富山県自然環境指針に基づき、事業者に対して配慮を指導しています。(生活環境文化部)
- ○貴重な植物の自生地や野生動物の生息・繁殖地など、優れた自然環境を有している地域は、 自然環境保全地域への指定を検討しています。(生活環境文化部)
- ○学術上価値の高い動植物については、天然記念物の指定を検討するとともに、その適正な 管理を徹底しています。(教育委員会)
- ○事業者や民間団体、学校等の保全活動については、関係者と連携しながら、それぞれのニーズに応じた適切な支援を行っています。(生活環境文化部)
- ○野生生物の違法捕獲や違法飼育については、取締りを徹底するとともに、県民への普及啓 発に努めています。(生活環境文化部)
- ○公共工事の実施にあたっては、希少な野生生物の生息・生育情報の収集に努め、希少種への影響の回避\*又は軽減に努めています。(土木部、農林水産部、生活環境文化部)
- ○富山県内におけるライチョウの生息域にて、保全活動等をボランティアで行う「とやまの ライチョウサポート隊」を結成し、県民協働でライチョウの保全活動に努めています。(生 活環境部)

#### [現状](令和3年度)

- ・富山県のライチョウの生息数 約1,300羽
- ・第6次とやまのライチョウサポート隊 隊員数 93人
- ○地球温暖化の影響を受けやすい高山帯に生息するライチョウについては、定期的にその 生息・生態調査を実施するとともに、保護柵の設置等の保護対策を徹底しています。(生

## 活環境文化部)

- ○生態系の頂点に位置するイヌワシやクマタカなどの猛禽類については、各種開発行為と の調整を図るとともに、保護対策の普及啓発に努めています。(生活環境文化部)
- ○富山県自然博物園ねいの里及び富山県中央植物園における希少野生生物の保護増殖活動 を推進しています。(生活環境文化部、農林水産部)

## 【トピック 18】~富山県自然博物園ねいの里、富山県中央植物園における保護増殖活動の取組み~

(1) ホクリクサンショウウオの保護増殖活動(富山県自然博物園ねいの里)

ホクリクサンショウウオは、富山県と石川県にのみに生息する両生類で、里地・里山地域での開発行為や水田の耕作放棄などによる産卵場所の減少など、生息環境の悪化や劣化が心配されています。富山県のレッドリストでは絶滅危惧 I 類に選定されています。

自然博物園ねいの里では県内ではじめて 1985年より保護増殖池を造成し、1987年に射 水市の生息地(のちに開発行為により消滅)か ら卵を移入しました。以後、2001年に第2保 護増殖池の造成や2014年に第3の保護増殖地



ホクリクサンショウウオ

の水路の維持管理により、産卵場所を分散させるなど保護増殖(2020年に過去最高の100対の 卵のうを確認)を推進させるとともに生息環境の保全に取り組んできたほか、県民の皆さんを 対象とした観察会を実施するなど普及・啓発活動を行っています。

#### (2) エッチュウミセバヤの生息域外保全の取組み(富山県中央植物園)

ベンケイソウ科のエッチュウミセバヤは富山県の固有植物です。1973 年(昭和 48 年)に県内で発見されました。自生地はダム建設で水没したため、現在は極めて限られた場所にしか生育していません。富山県のレッドリストでは絶滅危惧 II 類に選定されています。

中央植物園では、この野生系統のエッチュウミセバヤを園内で増殖させ、保全を図っています。なお、民家の庭先や園芸店などでエッチュウミセバヤを見かけることがありますが、これは園芸化された栽培系統であり、野生系統のものと異なります。



エッチュウミセバヤ (野生系統)



中央植物園での保護増殖

○野生動植物種の絶滅を回避するためには、その種の自然の生息域内において保存される こと(生息域内保全)が原則となりますが、それぞれの種の状況に応じて、動物園、植物 園、水族館等と連携し、生息域内保全の補完として生息域外保全を支援しています。(生 活環境文化部、農林水産部)

#### 2 野生鳥獣の保護管理

希少種保護の取組みを進める一方、ツキノワグマによる人身被害の発生やカラス・イノシシなど鳥獣による農作物被害等が深刻化しており、人と野生鳥獣との適切な関係の構築が求められています。

「現状](令和3年)

- ・カラスによる農作物被害額 845 万円
- ・イノシシによる農作物被害額 4,557 万円

## <具体的取組み>

○野生鳥獣の保護管理については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥 獣保護管理事業計画を定め、鳥獣保護区の設定や鳥獣の生息状況の調査、実施体制整備な ど、適正な保護管理を推進しています。(生活環境文化部)

「現状」(令和4年)

- ・第 13 次富山県鳥獣保護管理事業計画 R4.4.1~R9.3.31
- ○分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などに被害を及ぼしている野生鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画\*を策定し、科学的・計画的な保護管理を進めています。(生活環境文化部)
- ○イノシシやニホンザルなど、既に特定鳥獣管理計画を策定済の鳥獣については、計画に基づく被害防除、生息環境管理、個体数管理を適切に実施しています。 (生活環境文化部、農林水産部)

「現状」(令和4年度)

・ 策定済の特定鳥獣管理計画

富山県ツキノワグマ管理計画 R4.4.1~R9.3.31

富山県ニホンザル管理計画 R4.4.1~R9.3.31

富山県イノシシ管理計画 R2.11.1~R6.3.31

富山県ニホンジカ管理計画 R4.4.1~R9.3.31

富山県カワウ管理計画 R4.4.1~R9.3.31

富山県カモシカ管理計画 R4.4.1~R9.3.31

○カワウ、ツキノワグマ、イノシシなど県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国や 関係府県と連携のうえ、地域個体群の生息状況を把握しつつ、各種対策を実施しています。 (生活環境文化部、農林水産部)

「現状」(令和3年度)

- ・イノシシの捕獲数 3,446 頭
- ○狩猟者は、特定鳥獣の個体数調整に貢献する「森の番人」であることを県民に普及啓発するとともに、狩猟者等を対象とした技術研修や狩猟免許取得へ向けたガイダンスを開催するなど、担い手の確保・育成に努めています。(生活環境文化部、農林水産部)

[現状](令和3年度)

- · 狩猟者登録数 1,193 件
- ○狩猟者の減少や鳥獣による農作物被害の増加を受けて、地域ぐるみの被害防止体制を構築するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進しています。(生活環境文化部、農林水産部)

○傷病鳥獣の救護体制を確保し、富山県鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣の受け入れや リハビリを実施するとともに、県民・事業者からの電話相談等に対応しています。(生活 環境文化部)

「現状](令和3年度)

・鳥獣保護センター傷病鳥獣受け入れ数 44種 100 個体

#### 3 動物愛護

飼育動物と生物多様性との関連で見ると、自然生態系への侵入による影響などが問題となっており、飼育に際して適正に管理することが求められています。

#### <具体的取組み>

- ○特定動物(危険な動物)の所有者に対し、適切な飼養管理及び個体識別措置の徹底を指導し、特定動物の遺棄及び逸走の未然防止を図っています。(厚生部)
- ○動物販売業者に対し、販売時に動物の適正な飼養又は保管方法について、購入者に説明するよう指導し、安易な動物の購入による遺棄及び逸走の未然防止を図っています。(厚生部)
- ○学校や地域、家庭などにおいて、動物の愛護と管理に関する啓発活動や広報活動などを実施しています。(厚生部)
- ○動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を行なう動物愛護推進員の育成に努めています。(厚生部)

「現状」(令和3年)

・動物愛護推進員の人数 50人

#### 4 外来種

生態系へ影響を与える外来種は、我々の生活と密接に関係していることから、地域住民や 関係者と連携して対策を進めることが必要とされています。

#### <具体的取組み>

- ○高山域で年間の利用客が多い立山については、事業者と協力し、タイヤの洗浄や除去マットの設置により地域外種子の侵入防止を図り、定着した外来植物については、ボランティアの協力を得ながら除去を進めています。(生活環境文化部)
- ○県民協働で植生モニタリングや立山外来植物除去活動を実施し山岳環境保全の普及啓 発を行っています。
- ○関係機関との連携により、立山における植生モニタリング調査を行っています。

「現状](平成3年度)

- ・立山における外来植物除去活動への参加者数 488 人
- ○公共工事やボランティア活動に伴う植樹や吹き付けなどには、地元産在来種を積極的に 使用するよう努めています。 (農林水産部、土木部、生活環境文化部)
- ○内水面固有の生態系を保全するため、オオクチバス等の外来魚駆除や違法放流防止の啓発を推進しています。 (農林水産部、生活環境文化部)

- ○大豆などの安定的な生産を持続するため、帰化アサガオ類等の帰化雑草の早期発見と防 除、地域全体へのまん延防止を推進しています。 (農林水産部)
- ○外来種に関する情報の収集・整理に努めるとともに、国や市町村、各種団体が実施している防除活動等の取組みに協力しています。(生活環境文化部)
- ○環境教育やイベント等において、外来種について広く普及啓発することにより、この問題 への認識と対策への理解を深めています。(生活環境文化部)

## 第3節 地球温暖化への対応

地球温暖化の進行により多くの種で絶滅のリスクが高まると予測されております。まずは、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減することが必要です、

また、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、気候変動などの環境の変化への適応能力が高い生態系ネットワークの構築が重要となります。

## <具体的取組み>

- ○富山県カーボンニュートラル\*戦略に基づき、地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体 系的に推進しています。(知事政策局・生活環境文化部)
- ○生物多様性への気候変動の適応策として、モニタリングにより生態系の変化・状況を 把握するとともに、気候変動以外の影響の低減、また生態系ネットワークの構築によ る順応性の高い健全な生態系の保全を行います。(生活環境文化部)
- ○家庭や事業所、学校、公的機関における省エネルギー、小水力発電や太陽光発電などの再 生可能エネルギーの導入を進めています。 (生活環境文化部)

#### 「現状](令和元年度)

- ・世帯当たりのエネルギー消費量の削減率(H14 基準) 29.5%削減
- ・事業所ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率(H14 基準) 26.6%削減
- ○国の制度(住宅の省エネルギー基準強化、低炭素住宅認定制度等)と連携を図りながら、 資金融資制度等による支援を行うなど、住宅の省エネルギー化を促進します。(土木部)
- ○国の省エネルギー基準の強化等の施策と連携を図りながら、建築物の省エネルギー化を 促進します。(土木部)
- ○農業用水の持つ豊富な水量と落差を利用した小水力発電を推進しています。(農林水産部) [現状](令和4年10月)
  - ・農業用水を利用した小水力発電整備箇所数 34 箇所
- ○低炭素社会の構築に向けたバイオマス発電の整備を支援しています。(農林水産部)
- ○強力な温室効果ガスでもあるオゾン層破壊物質については、関係法令の運用等によって、 フロン類の適切な回収、破壊を推進しています。(生活環境文化部)
- ○二酸化炭素の森林吸収量確保に向け、スギ人工林の間伐\*等の森林整備を推進しています。 (農林水産部)

#### [現状] (令和3年)

・森林整備面積 40,208 ha(H 2 からの累計)

○地球温暖化防止活動推進センター((公財)とやま環境財団)及び地球温暖化防止活動推進 員等と連携し、地球温暖化防止に関する啓発活動等を推進しています。(生活環境文化部)

[現状](令和3年度)

- ・地球温暖化防止活動推進員 87人
- ○富山県気候変動適応センター (環境科学センター) において、気候変動影響や適応に関する科学的知見などの収集及び調査研究を実施するとともに、県民、事業者及び市町村に情報を提供しています。 (生活環境文化部)
- ○県の事務事業における地球温暖化対策を着実に進めるため、新県庁エコプランに基づく 取組みを進めています。 (生活環境文化部)

[現状](令和3年)

・新県庁エコプランの CO<sub>2</sub>削減率(H26 基準) 17.9%削減

## 第4章 生物多様性の持続可能な利用【生物多様性を活かす】

【目標3】生物多様性を活かした事業活動を推進するとともに、自然を活用した社会課題 の解決を進める。

私たちの暮らしを成り立たせている、水や農作物や水産物、木材また安定した気候等の生態系サービスを持続的に利用していけるよう生物多様性に配慮した事業の推進を行います。

## 第1節 持続可能な農林水産業の推進

農林水産業は、食料などを供給する生産活動であるとともに、昔から農林水産業の営みが 私たちの身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生息・生育する上で重要な役割を果たし てきました。

生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させるためにも、持続可能な農林水産業やそれに関連する活動の展開が必要となります。

[現状](令和2年)

・農業算出額 629 億円

#### 1 生物多様性に配慮した農業生産の推進

- < 具体的取組み>
- ○農業の営みを通じて、美しい景観の維持保全や多様な生態系の保全など、農業・農村の持つ つ多面的機能\*が十分に発揮される農村空間の創造を推進しています。 (農林水産部)
- ○環境にやさしい農業の重要性を啓発し、県下全域で環境にやさしい農業の普及拡大を図っています。 (農林水産部)
- ○農業者だけではなく、消費者、流通業者等に対する環境にやさしい農業のPR活動を行い、 意識高揚・理解の促進を図っています。(農林水産部)
- ○家畜排せつ物などの有機物資源のリサイクル利用や地力増進作物の活用などにより化学 肥料への依存度を下げるとともに、農作物による利用効率が高い施肥方法の普及を促進し ています。 (農林水産部)
- ○総合的病害虫・雑草管理 (IPM\*) の推進により、化学農薬の使用頻度を下げ、化学農薬による周辺環境への負荷の軽減を図るとともに、農薬の飛散防止に効果的な防除方法の普及に取り組んでいます。 (農林水産部)
- ○化学農薬の安全使用の徹底により、良質で安全な農作物の生産を推進するとともに、農業 用廃プラスチックなどの使用済資材の適正処理を進めています。 (農林水産部)
- ○生物多様性の保全に資する新しい技術の研究開発を推進するほか、すでに実証されている技術の積極的な普及に努めています。 (農林水産部)
- ○有機物資源のリサイクル利用のほか、木屑等の未利用資源についての有効活用を図っています。また、エネルギー資源としてのバイオマスの利活用についても検討しています。 (農林水産部)
- ○有機農業の技術確立や普及指導、実需者の理解促進など、農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進しています。 (農林水産部)

[現状] (令和2年)

- ・有機・特別栽培農産物の栽培面積 1,029 ha
- ○土づくりと化学肥料・農薬の低減や有機農業に取り組む農業者を支援しています。(農林 水産部)
- ○環境保全等を目的とした富山県適正農業規範(とやま GAP\*規範)の普及に努めています。 (農林水産部)
- ○野鳥等の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などの事例を 収集し、その結果を一般向けに発信しています。 (農林水産部)

## 2 農村環境の保全と振興

- <具体的取組み>
- ○生産基盤の整備にあたっては地域の自然環境に配慮し、一部整備区域内における生物の 生息・生育の場の保全(生息区域の既設利用、環境配慮型水路等)などの手法を取り入れ た自然環境との共生を推進しています。(農林水産部)

## 【トピック 19】~農業農村整備事業と環境との調和~

農村地域における水田、水路、ため池等の水環境は、水を介してそれぞれがつながっ

ており、生き物はそれによって移動、生息しています。このネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献しています。

このため、農業農村整備事業にあたっては、必要に応じて、機能性の向上といった観点からだけでなく、自然環境との調和にも配慮した整備を行っています。



魚の遡上に配慮した整備 (庄助川 入善町)

- ○生態系保全に資する用水管理の取組みを支援しています。(農林水産部)
- ○農村の自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な景観を形成・維持するため、環境との調和に配慮した農道の整備に努めています。 (農林水産部)
- ○土地改良施設の有する機能を十分に発揮させるため、地域住民や土地改良区、行政が一体となった的確で広域的な管理体制づくりを推進しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・農業水利施設の管理協定締結数 541件
- ○希少動植物の生息など、ため池の有する豊かな生態系や自然環境・景観等に配慮した整備 を推進しています。 (農林水産部)
- ○地域住民の合意形成に基づいた自然生態系や景観に配慮した事業計画を策定しています。 (農林水産部)
- ○農業水利施設の整備にあたり、生態系が形成されている施設については極力既設利用を

検討するほか、事業対象地域の生き物調査等の事前調査を行い、生態系の保全と創出を図るため、環境に配慮した工法を採用しています。(農林水産部)

- ○魚類・水生生物等の生態系や農村景観に配慮した水路護岸工法の採用を地域住民の意向 を踏まえつつ推進しています。 (農林水産部)
- ○水路を整備する際、魚類の遡上等に障害とならない工法を採用するほか、設置場所についても生態系に配慮しています。(農林水産部)
- ○田園景観を形成している農地やその周辺の緑を保全するとともに、屋敷林等の樹林や棚田等の優れた景観の保全に努めています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・農村景観を活かした地域づくり協定締結件数 336件
- ○農村の豊かな自然環境の保全・再生や、多様な伝統文化の保全・継承を推進しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・農村環境の保全を目指す集落数 1,440集落
- ○農林業体験活動や生き物調査等の各種イベントの実施による、農業・農村の持つ多面的機能に対する理解の醸成を図っています。 (農林水産部)

## 【トピック20】~駒方地区資源保全会(高岡市)の取組み~

駒方地区資源保全会は、多面機能支払交付金を活用し、集落ぐるみで農地・農業用水等の施設の保全活動を行っています。この活動の中で、地域内にあるビオトープ「千鳥の森」の維持管理を行い、希少種の「アカハライモリ」をはじめ、多種の水生動植物が生息する貴重な生態系の保全に努めています。また、年に数回、千鳥丘小学校 PTA や生徒・教員らと共同でビオトープの保全活動を行うなど、地域と子供達が連携した活動を行っています。





○農家のみならず地域住民等の参画を得た、集落ぐるみによる農村資源の保全管理活動に 取り組んでいます。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・多面的機能支払制度の取組み集落数 1,440集落
- ○耕作放棄地対策として、発生防止活動や農地の保全活動など、集落ぐるみによる取組みを 支援しています。 (農林水産部)
- ○特定鳥獣管理計画や市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の個体数管理や捕獲された個体の処理加工施設の整備、防護柵の整備などの被害防除対策を総合的に支援しています。(生活環境文化部、農林水産部)

- ○地域ニーズを踏まえた都市農村交流を推進しています。(農林水産部)
- ○交流を活発化させる市民農園や子ども達が親しめる体験農園、せせらぎ水路などのふれ あい施設を整備し、農業・農村に対する理解の醸成を図っています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・市民農園開設数 20 箇所
- ○農山村地域にある個性豊かな伝統的農業施設の保全に努め、遊歩道や案内看板、休憩施設等の整備を進めています。 (農林水産部)
- ○研修会の開催等により、農村女性の技術や経営管理能力の向上を図るなど、がんばる女性 農業者の起業活動等を支援しています。(農林水産部)
- ○地域資源の保全・活用を図る住民活動を支援し、グリーン・ツーリズムなどにより都市住民との交流促進を図っています。(地方創生局、農林水産部)

「現状](令和3年)

- ・農林業体験者数 30,816 人
- ○県外在住者が農林漁業体験などの活動を通じて、実際に富山での生活体験をしてもらい、本県への定住・半定住のきっかけづくりとするなど、地域の活性化を図っています。(地方創生局、農林水産部)
- ○耕作放棄が懸念される棚田の保全を図るため、地域の取組みを支援するほか、保全意識の 醸成やボランティアの育成を推進しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・棚田を保全する活動件数 32件
- ○生物の生息・生育環境を悪化させる廃棄物の不法投棄を防止するための意識向上を図る とともに、産業廃棄物\*監視指導員等による広域的なパトロールを実施しています。(生 活環境文化部)

## 3 多様な森づくり

- <具体的取組み>
- ○「富山県森づくり条例」に基づき、基本理念、県や県民等の役割、計画策定など、森づくりに関する施策の基本的な事項及び施策の財源である「水と緑の森づくり税」を定め、とやまの森づくりを推進しています。 (農林水産部)
- ○富山県森づくりプランにおいて、森づくりの基本理念、森林整備及び保全のあり方等を示し、県民参加による多様な森づくりを推進しています。 (農林水産部)
- ○人工林は、木材等生産機能の林として確実に維持し、資源の充実を図っています。また、 風雪被害林や過密人工林については、スギと広葉樹の混交林に誘導しています。(農林水 産部)

[現状](令和3年)

- ・混交林の整備面積(累計)と整備率 307 ha (累計) 61%
- ○天然林については、自然の推移に委ねることを基本として、天然生林として維持しています。 (農林水産部)
- ○生物多様性の保全や野生動物との棲み分け、森林環境教育の場の提供など、地域や生活に

密着した里山の再生整備を推進しています。 (農林水産部)

「現状](令和3年)

- ・里山林の整備面積(累計)と整備率 1,145 ha (累計) 52%
- ・森林浴の森選定箇所数 60 箇所
- ○里山の適正な管理を進めるため、地域住民等に里山の管理の継続方法や竹林の新たな利 用方法の体験、研修等に取り組んでいます。 (農林水産部)
- ○森林生態系などの保全・管理及び連続性の確保等を進め、森林における生物多様性の保全 と持続可能な利用の調和を図っています。 (農林水産部)
- ○里山などの整備における希少な生物の保全に対する指導・助言を支援しています。(生活 環境文化部)
- ○人工林において、伐採に伴う裸地化の影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散化や長 伐期施業の実施を図ります。植栽が行われない伐採跡地については、無届伐採に対する造 林命令の適切な運用等を図っています。 (農林水産部)
- ○適切な森林の管理や木材利用の拡大に向けた研究及び技術開発を推進するとともに、そ の成果は林業普及指導員等を通じて現場で活用しています。 (農林水産部)
- ○適正な森林整備の推進のため、その担い手の確保・育成に取り組んでいます。(農林水産部)
- ○森づくりは流域の上下流が連携して広域的に取り組むことも必要なため、岐阜県における取組みとの連携を進めています。 (農林水産部)
- ○県営林や公社営林において、多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間 伐の実施、伐採林齢\*の長期化、針広混交林\*に誘導するなど多様な森林の整備に努めてい ます。 (農林水産部)

#### 4 森林の適正な保全・管理と県産材の利用

- <具体的取組み>
- ○特に公益的機能の発揮が求められる森林については、保安林としての指定を推進しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年度)

- ・保安林の指定面積(民有林) 92,651 ha(累計)
- ・保安林の面積 197,105 ha
- ○路網整備については、林道と森林作業道の適切な組合せによる整備を進めるとともに、計画から施工まですべての段階において、周囲の自然環境との調和を図っています。(農林水産部)
- ○森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能 の低下した森林の整備などを治山事業により推進しています。 (農林水産部)
- ○魚類などの水生生物の遡上など、渓流の連続性を確保するため、魚道の設置や透過型治山 堰堤\*の採用に努めています。 (農林水産部)
- ○自然石張りや環境保全型ブロックの採用など従前の自然環境に近づけるための対策を実施しています。 (農林水産部)

- ○県外産の樹木を植栽することは、地域個体群の遺伝子組成に影響を及ぼす可能性がある ため、森づくり活動や公共事業などで植樹する際は、地元産のものを積極的に採用してい ます。 (農林水産部)
- ○緑化吹付けや植生マットなどの工法採用には、地元産種子の配合や土質・気候に順応する 植物の選定などを考慮しています。 (農林水産部)
- ○松くい虫やカシノナガキクイムシなど森林病害虫の防除対策を推進し、健全な森林の維持に努めています。 (農林水産部)
- ○カシノナガキクイムシによる被害を受けた奥山を対象に実のなる木を植栽することにより、クマなどの野生動物の餌場を確保するとともに、生物多様性の保全を図っています。 (農林水産部)
- ○住宅や公共施設、木質バイオマス、公共工事などでの県産材の利用を推進しています。また、県産材アドバイザーの養成とその活動支援、県産材遊具の普及により、とやまの木の良さのPRに取り組んでいます。 (農林水産部)

「現状」(令和3年度)

- ・公共建築物等の木造率 21%
- ・県産材素材生産量 151 千㎡

## 5 県民参加の森づくり

- <具体的取組み>
- ○県民、ボランティア団体等から、森づくりの事業提案を幅広く募集し、その提案に基づく 事業を実施しています。 (農林水産部)
- ○幅広い植樹活動に使用するため、県産材広葉樹苗を県民とともに育てるみどりの里親事業を推進しています。 (農林水産部)
- ○とやまの森づくりサポートセンターを通じ、活動グループのネットワーク化や、必要な機材の貸し出し、森づくり塾の開催による技術講習などの活動支援を行い、森づくりへの県民参加を促進しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・とやまの森づくりサポートセンター登録者数 144 団体(5,764 名)、56 企業
- ・県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 10,142人
- ・とやまさくら守の養成人数 81人
- ○とやま森の祭典の開催、花とみどりの少年団の活動支援、フォレストリーダーによる森の 寺子屋などにより、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図っています。(農林水産部)

[現状] (令和3年)

- ・花とみどりの少年団員数 4,811人
- ・森の寺子屋の開催 68回

#### 6 内水面漁業\*における取組み

<具体的取組み>

○各河川の資源及び利用状況に応じた適正規模の種苗放流\*を推進するとともに、他県産種

苗から地場産種苗への転換を促進しています。(農林水産部)

- ○天然遡上アユを増やすために、産卵場の造成、抱卵親魚の放流を推進するとともに、産卵場及び産卵期における採捕制限の適正化に努めています。 (農林水産部)
- ○広域に行動するカワウについては、中部近畿カワウ広域保護指針に基づき、県内の生息実態の把握に努め、隣接県等と連携しながら被害軽減を図っています。 (生活環境文化部、農林水産部)
- ○サクラマス幼魚を保護するために、採捕禁止区域やキャッチ・アンド・リリース区間を設定しています。 (農林水産部)
- ○内水面固有の生態系を保全するため、オオクチバス等の外来魚駆除や違法放流防止の啓発を推進しています。 (農林水産部、生活環境文化部)
- ○魚病のまん延防止に努めるとともに、養殖場における適切な飼育管理により、安全で安心な養殖魚の生産に取り組んでいます。 (農林水産部)

## 7 資源管理型漁業の推進と漁村の活性化

- <具体的取組み>
- ○適切な資源管理を行うために必要な生態などを解明し、漁獲実態及び資源動向を把握する研究並びに適切な漁獲努力量や効果的な管理手法についての研究に取り組んでいます。 (農林水産部)
- ○漁獲量を制限することにより資源回復と持続的な利用が見込まれる水産資源について、 国において TAC\*対象魚種の拡充が図られる場合には、関係漁業者と連携し資源管理が適 切に実践されるよう取り組みます。 (農林水産部)

[現状](令和2年)

- ・沿岸漁業の漁獲量 17,753 t
- ○資源状態が著しく悪化した魚種等については、減船や休漁等を含む漁獲努力量の削減と 経営安定措置等を講じ、資源の回復を図っています。 (農林水産部)
- ○資源の生態が解明されていない重要魚種等について、得られた資源調査結果をもとに資源管理方策の作成を支援しています。 (農林水産部)
- ○富山県の基幹漁業である定置網漁業について、未成魚あるいは小型魚の混獲防止や有効 利用の検討を進め、環境に優しく自然と共生できる資源管理モデルの確立に努めています。 (農林水産部)
- 〇ヒラメ等の栽培漁業\*対象種の資源管理を図るため、漁獲実態調査結果等をもとに、漁具の見直しや漁獲体長の制限等の取組みを推進しています。 (農林水産部)

[現状](令和3年)

- ・栽培漁業対象種(ヒラメ)の漁獲量 57<sub>t</sub>
- ○継続的な種苗の放流により、正確な放流効果の把握に務めるとともに、その結果に基づいて対象魚種や事業内容の重点化を進め、より効果的な栽培漁業を推進しています。(農林水産部)
- ○放流種苗の遺伝的多様性の確保や疾病の予防等、生態系に配慮した種苗生産を実施して

います。(農林水産部)

- ○富山湾の水質、底質、藻場及び赤潮\*等についての調査を行い、富山湾全体の漁場環境の 監視に努めています。 (農林水産部)
- ○水質汚濁事故等の発生に対し、県、関係市町、漁連、漁協等関係者が連携して監視にあたり、早期の対応に努めています。 (農林水産部、生活環境文化部)

「現状」(令和3年度)

- ·水質汚濁事故発生件数 35件
- ○沿岸海域の環境保全に重要な役割を担う藻場について、現状の把握、消長要因の解明、保 全・復元技術の開発に取り組んでいます。 (農林水産部)
- ○リモートセンシング\*を活用した衛星データ解析によって富山湾沿岸域の藻場の状況を 広域的に把握しています。(生活環境文化部)
- ○環日本海における生物多様性を指標とした沿岸環境評価手法の開発など北西太平洋地域 海行動計画(NOWPAP)の推進に協力しています。(生活環境文化部)
- ○植林等の活動に漁業者が参加するなど、流域関係者が連携して豊かな富山湾の保全に取り組んでいます。 (農林水産部)
- ○地域自治体、漁業関係者等が実施する海岸美化清掃活動を推進し、豊かな富山湾の環境を 県民総参加で保全する意識の醸成を図っています。(農林水産部、土木部、生活環境文化 部)
- ○海岸漂着物については、発生の状況や発生原因を把握するため、必要な調査を行うよう努めています。 (生活環境文化部)
- ○富山湾周辺海域の海況等を把握するため、水温、塩分、プランクトン、魚卵稚仔量等にかかる海洋観測を実施しています。 (農林水産部)
- ○広域回遊性資源を中心に漁獲実態を把握するとともに、国と連携して資源評価の精度向上に取り組んでいます。 (農林水産部)
- ○ホタルイカやシロエビなどの水産資源を持続的に利用していくための調査研究を進めています。 (農林水産部)

#### 8 食育・地産地消の推進

地産地消は、保存や輸送にかかるエネルギーの節約につながることから、環境にやさしい 取組みといえます。

[現状](令和3年)

・県産品を意識して購入する人の割合 56.7%

## <具体的取組み>

○食育を県民運動として推進し、県民の県産食材や身近な農林水産業に対する関心と理解 の増進を図るとともに、県産品の利用を拡大する機運の醸成に努めています。(農林水産 部)

[現状](令和3年)

・学校給食における県食材の活用率 24.9%

○野菜・果樹などの県産品の生産拡大を図るとともに、直売活動の充実や、契約販売など新たな流通チャンネルの開拓、新たな商品開発の支援などにより、生産・供給体制の強化を進めています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・直売所・インショップの販売額 3,828 百万円
- ○県内の食のイベントや旬の食材などの情報を発信するとともに、生産者と消費者の交流 を促進しています。 (農林水産部)

## 第2節 身近な緑地等の保全・再生・創出

人間活動が集中する都市においても生物多様性が保たれた環境を保全するため、都市公園等における樹林地の保全、建築物の敷地の緑化やビオトープの整備等、生きものの生息・ 生育空間となる身近な緑地や水辺等を保全・再生・創出する必要があります。

## 1 都市公園等での取組み

- <具体的取組み>
- ○緑の少ない都市地域における生物多様性の重要な拠点として、適正な都市公園の整備と 管理を進めています。(土木部)

[現状](令和3年)

- ・都市公園の面積 1,639 ha
- ○公園を整備する際は、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進しています。 (土木部)

#### 【トピック 21】~都市地域における生物多様性の拠点として~

富山県富岩運河環水公園は富山都市 MIRAI計画のシンボルゾーンとして水辺 空間の豊かさを大切にして整備された親 水文化公園で、富山市中心部の都市空間 に、富山の自然と富岩運河の歴史を活か し、水辺空間を中心に憩いと親水の公園 機能を演出しています。

運河に囲まれたあいの島には、まちなかの野鳥の楽園としてバードサンクチュアリが整備されています。



富山県富岩運河環水公園

○空港スポーツ緑地や県民公園新港の森など緩衝緑地の機能向上を図っています。(土木部、 生活環境文化部)

## 2 下水道事業での取組み

- <具体的取組み>
- ○下水処理施設の整備にあたっては、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水 辺空間の創出や保全を図っています。(土木部)

[現状](令和3年)

- ・汚水処理人口普及率\* 97.6%
- ○下水道\*の整備による公共用水域の水質保全と併せ、下水処理の高度処理化や合流式下水 道の改善を推進しています。 (土木部)

#### 3 民間施設等での取組み

- <具体的取組み>
- ○工場立地法に定める緑地面積率等の遵守を徹底するとともに、生物多様性に配慮したビオトープの整備など、工場緑化を積極的に促進しています。 (商工労働部)

[現状](令和3年)

- ・工場緑地面積 603.3 ha
- ○工業集合地について、周辺地域の生活環境と調和する効果的な隣接緑地等の整備を促進 しています。(商工労働部)
- ○市街地再開発事業において、緑地帯の確保や敷地内の植栽など、周辺環境との調和した緑 化を進めています。 (土木部)
- ○ビルの敷地や屋上、壁面の緑化により、野生生物の生息・生育環境の確保を促進しています。 (商工労働部)

#### 4 花と緑の保全と創出

- <具体的取組み>
- ○各家庭や自治会、学校等での緑化活動を活発にするため、(公財) 花と緑の銀行等により、 普及啓発や技術指導等を推進しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

- ・花と緑のグループが育成する花壇数 2,856 箇所
- ○県民の自主的な緑化活動の支援のため、花と緑の指導者の適正配置や種苗の提供、地域花 壇の造成等を支援しています。 (農林水産部)

## 第3節 生物多様性に配慮した河川・海岸・港湾等の整備

インフラ整備等公共事業において、生物多様性に配慮した工法等により広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。

## 1 河川の整備

<具体的取組み>

○土砂災害対策の実施にあたっては、渓流環境の連続性の保全に配慮し、透過型砂防堰堤の 整備などを、渓岸侵食の防止等に留意しつつ進めています。 (土木部)

## 【トピック22】~「透過型砂防堰堤」の紹介~

場 所:朝日町大平地内

渓流名:境川

形 式:透過型砂防堰堤

完成:平成9年度

「透過型砂防堰堤」は、普段は流れて くる土砂は貯めずに下流に流し、土石 流が発生した時に土砂や流木を捕捉 する働きを持っています。

副次的な効果として、渓流の連続性が 確保され、生態系にも優しい堰堤となっています。



- ○優れた自然環境等をもつ地域などの渓流における砂防事業実施にあたっては、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の保全、再生に配慮しています。 (土木部)
- ○河川が本来有している生物との良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保 全あるいは創出するための多自然川づくりを推進しています。 (土木部)
- ○緑化工法の実施にあたっては、在来種を採用するなどの工夫により、従来の動植物の生息・生育環境の形成に取り組んでいます。(土木部)
- ○河川整備基本方針及び河川整備計画の策定にあたっては、河川の有する自然環境の多様 性、連続性や地域の特性に配慮しています。(土木部)
- 魚類などの水生生物の遡上など、水生生物の生息環境の連続性を確保するため、魚道の設置などをできるだけ採用しています。 (土木部)
- ○河川整備における自然石張りや環境保全ブロックの採用など、従前の自然環境に近づけるための対策を実施しています。(土木部)
- ○流れが急な河川等で魚が安らぐ場所(淵\*)の確保、生育環境としての湿地帯の保全に努めています。 (土木部)

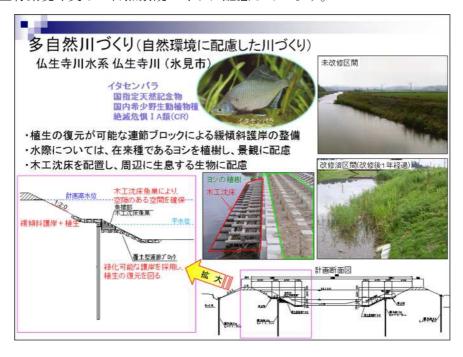
# 【トピック 23】~多自然川づくり(自然環境に配慮した川づくり)仏生寺川水系仏生寺川(氷見市)~

仏生寺川流域では、平成 10 年や、平成 14 年に浸水被害が発生しており、治水安全度の向上が望まれる一方、国指定天然記念物に指定されているイタセンパラが生息するなど、自然環境への配慮も強く望まれており、学識経験者とも協議を行いながら河川改修を行っています。

イタセンパラは、流れの無い場所を好む非常に神経質な魚であることから、

- ①水際に木工沈床魚巣を施工し、魚がすみやすい空隙のある空間をつくるとともに、魚の隠れ場の役割を担う在来種のヨシを植栽し、植生の早期復元を図る。
- ②緑化可能な護岸を採用し、現地発生土(表面の草株の残った部分を集めて)を護岸に 詰め、植生の復元を促す。
- ③両岸を一度に施工せず、毎年、片岸ずつ交互に施工することで、工事の影響を最小限 に留める。

など、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物、植物の 生息・生育環境や美しい自然景観づくりに配慮しています。



○地域の住民や団体が行う様々な河川愛護ボランティア活動を積極的に支援するなど、県 民と協働で地域の特性を活かした川づくりを推進しています。 (土木部)

[現状](令和3年)

- ・河川・海岸愛護ボランティア団体登録数 115 団体
- ○県土美化推進運動や河川愛護団体による空き缶拾いや清掃、パトロール等により、河川環境の美化・保全を推進しています。 (土木部、生活環境文化部)
- ○「水の王国とやま」の魅力を県内外に発信するため、官民協働による地域の特性を活かした た先駆的な水辺のまちづくりを進めています。 (地方創生局)

## 2 海岸の整備

- <具体的取組み>
- ○海岸は、多様な生き物の生息・生育や産卵の場となっていることから、工法の選定にあたっては、その生息・生育の場となりうる離岸堤や人工リーフ\*(潜堤)を採用する等、藻場を含むその生息・生育環境の保全を図っています。(土木部)
- ○周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望を確保しています。 (土木部)
- ○地域の歴史ある行事やお祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸 環境に対する意識を向上させます。 (土木部)
- ○自然環境の保全、多様な海岸利用に配慮し、後世に継承すべき共有の財産となるよう価値 を高めていく海岸づくりを推進しています。(土木部)
- ○海岸管理者、沿岸市町、地域住民及び民間団体等の連携による海岸漂着物の円滑な処理を 推進するとともに、上流域を含む県内全域での清掃活動の展開など漂着物の発生抑制対策 を推進しています。 (土木部、生活環境文化部)
- ○海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、養浜\*等によって砂浜の復元を図ると ともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を進めています。(土木部)

## 【トピック24】~海岸侵食によって失われた砂浜を、養浜等によって復元を図った事例~

海 岸 名 伏木富山港海岸

地 区 名 富山市打出 地内

富山県の海岸は、富山湾特有の寄り回り波や冬期風浪の影響により全国有数の侵食海岸となっており、当該地区も海岸侵食が著しく、離岸堤や堤防などの整備を行ってきました。 さらに環境の向上や親水機能\*を確保するため浚渫土砂を利用した養浜を平成24年度に 実施しました。



○治山事業により海岸林の機能を確保しています。 (農林水産部)

「現状」(令和3年)

・海岸防災林整備延長 6,677 m

#### 3 港湾の整備

- <具体的取組み>
- ○生物共生に配慮した港湾構造物の導入を検討しています。(土木部)
- ○多様な生物の生息・生育空間となる港湾緑地の整備・保全に努めています。(土木部)

「現状」(令和3年)

・港湾緑地面積 67.9 ha

## 4 漁港漁場の整備

- <具体的取組み>
- ○漁港漁場の整備にあたっては、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、自然素材 の活用や、モニタリングによる影響の把握に努めています。 (農林水産部)
- ○漁港及びその周辺地域を訪れる都市住民との交流を支援するため、親しみやすく利用し やすい緑地や広場等を整備しています。 (農林水産部)

[現状](令和3年)

- 漁港緑地面積 9.6 ha
- ○水とのふれあいを目的とした階段式親水性護岸への改良を推進しています。(農林水産部)

#### 5 道路の整備

- <具体的取組み>
- ○自然環境に関する調査に取り組むとともに、生物多様性に配慮した路線の選定や、地形・ 植生の大きな改変を避けるための構造形式を採用に努めています。(土木部)
- ○動物の侵入防止柵や動物注意の標識を設置するなど、車と動物の衝突防止に努めています。 (土木部)
- ○道路整備にあたっては、植栽の樹種を在来種のものを採用するなどの工夫により、従来の 動植物の生息・生育環境の形成に努めています。 (土木部)
- ○生物多様性を保全するため、のり面の緑化等に努めています。(土木部)

「現状](令和3年)

- ・県管理道路の緑化延長 241 km
- ○道路緑地を適切に維持管理するとともに、剪定や草刈り等により発生した枝葉の有効利 用に努めています。 (土木部)
- ○事業により発生した盛土のり面については、既存ストックも含めて、地域の生態系ネット ワーク形成に見合った樹種の活用などにより再緑化に努めています。 (土木部)
- ○企業や自治会などのグループが道路の緑化や清掃活動を行う道路愛護ボランティア制度 を推進しています。(土木部)

[現状](令和4年3月)

・道路愛護ボランティア登録団体数 90団体

## 【トピック 25】~道路愛護ボランティア活動の紹介~

私たちが暮らす「まち」をきれいにするために、多くの皆さんが「道路愛護ボランティア」として、県の管理する道路の歩道や植樹枡などの清掃・草むしりや花植えなどの緑化活動に取り組んでいます。





道路愛護ボランティアの皆さん

## 第4節 開発行為等における影響評価

生物多様性は、地域の様々な生態系の微妙なバランスの上で成り立っています。そのため、 生物多様性の保全を図るためには、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業の策定・実施 の前に、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが重要となります。

#### 1 環境影響評価\*

富山県では、大規模な開発行為による環境への負荷の低減を図ることを目的として平成 11 年 12 月から「富山県環境影響評価条例」を施行しており、ごみ焼却施設や火力発電所の設置など対象事業に係る環境影響評価を実施しています。

#### <具体的取組み>

- ○大規模開発による環境汚染の未然防止を図るため、「富山県環境影響評価条例」等に 基づき、計画段階からの環境への負荷の低減、生物多様性の保全を推進しています。 (生活環境文化部)
- ○高度化、複雑化する環境影響評価に適切に対応できるよう、その予測技術の向上に役立つ、最新の地域環境に関する情報の収集・整備、基礎的な各種環境調査の実施等を推進しています。(生活環境文化部)
- ○地域脱炭素化促進事業による再生可能エネルギーの導入については、生物多様性や自然 環境の保全に配慮しながら促進を図ります。(生活環境文化部)

#### 2 環境影響の軽減に関するその他の取組み

- <具体的取組み>
- ○野生動植物の生息・生育地や生態系ネットワークの維持・形成などに配慮した公共事業を 推進しています。(土木部、農林水産部、生活環境文化部)

[現状](令和3年)

- ・公共施設の緑地面積割合 20%以上
- ○公共事業等各種開発行為における希少野生生物保全に関する専門的指導を支援しています。(生活環境文化部)
- ○富山県大規模行為の景観づくり基準や富山県公共事業の景観づくり指針に適合するよう 指導を徹底しています。(土木部)
- ○宅地の造成など一定規模以上の開発行為に対し、生物多様性の観点から「富山県土地対策 要綱」の適切な運用に努めています。(生活環境文化部)
- ○岩石採取や林地開発行為に伴う災害を防止し、跡地の緑化など周辺の自然環境と調和の とれた事業の指導を徹底しています。(商工労働部、農林水産部)

#### 3 各種計画への位置づけ

- <具体的取組み>
- ○「富山県土地利用基本計画」をはじめ、土木及び農林水産業に関する各種計画に生物多様性の保全とその意義を位置づけ、計画的に施策を実行しています。(生活環境文化部、土木部、農林水産部)

## 第5節 水循環の確保

健全な水循環の確保は、川などの水量を確保するだけでなく、水質の浄化や水生生物の生息など、多様な生態系の維持に重要な機能を有しています。

#### <具体的取組み>

- ○「水源地域保全条例」に基づき、豊かで清らかな水資源を維持保全するため、森林をはじめとする水源地域について、適正な土地利用を図っています。(生活環境文化部)
- ○「富山県地下水指針」に基づき、揚水設備への立入検査、地下水位の監視等を行うととも に、冬期間の地下水位低下時には、注意報等を発令し、地下水利用者への節水を呼びかけ る取組みを進めています。

また、水田等を活用した地下水涵養など地域が主体となった取組みを推進するほか、「地下水の守り人」による地域に根ざした地下水保全活動の促進に取り組んでいます。(生活環境文化部)

[現状](令和3年度)

- ・地下水揚水量の適正確保率 100%
- ○雨水の貯留浸透による地下水涵養や下水処理による公共用水域の水質保全など、健全な水循環系の構築に取り組んでいます。 (土木部)
- ○森林の適正な整備と多様な森づくりにより、健全で公益的機能の高い森づくりを推進しています。 (農林水産部)
- ○雨水(天水)利用や雨水浸透の普及、促進など、水との付き合い方や生活様式を節水型に 変える意識の啓発を図っています。(生活環境文化部)

○「富山県水質環境計画」に基づき、SDGsの達成や「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、 海及び清らかな地下水」を目指し、水質環境の調査、工場・事業場等の排水対策、水環境 保全活動の推進に取り組んでいます。(生活環境文化部)

「現状](令和3年度)

- ・水質環境基準の達成率 河川:100% 海域:100%
- ○水質の汚濁が著しい河川において、浚渫、浄化用水の導入により水質の浄化を進めています。 (土木部)

#### 第6節 観光産業での取組み

富山県の観光業は、地域経済の発展に寄与する重要な産業であると同時に、立山黒部アルペンルートをはじめ、黒部峡谷や富山湾など県内の豊かな自然に関連した数多くの観光資源の利用者として持続可能な利用が求められています。

[現状] (令和3年)

- ・宿泊者数(延べ数) 2,394千人
- ・観光客入込数(延べ数) 23,468 千人

#### <具体的取組み>

- ○豊かな自然に関連した観光資源の維持と観光ルートの整備、観光情報の効果的な提供等に努め、生物多様性の魅力を活かした観光の振興を図っています。(地方創生局、生活環境文化部)
- ○グリーン・ツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行っています。 (地方創生局、農林水産部、生活環境文化部)
- ○地域の観光資源について、希少種の採取や踏み荒らしなどによる生物多様性の劣化を防ぐため、利用者の意識向上に努めています。(生活環境文化部、地方創生局)

## 第7節 地域文化の継承

地域固有の生物多様性は、さまざまな食文化や芸能、文学などを育んでおり、地域社会の持続的な発展に寄与してきたことを十分理解する必要があります。

#### <具体的取組み>

○生物多様性にも深く関わっている富山県の特色のある歴史、伝統文化、伝統工芸、生活文 化などについて、県民の理解を深め、再認識に努めるとともに、広く発信を進めています。 (生活環境文化部、教育委員会、商工労働部)

「現状」(令和3年)

- ・子どもの地域活動体験率 小学生 73.7% 中学生 56.9%
- ○地域で子どもたちが伝統文化を継承し発展が図られるよう、小さいときから地域に伝わる年中行事や伝承文化活動に参加したり、体験する取組みを促進しています。 (厚生部)

○立山の雄大な自然や古来から育まれた立山信仰の精神世界など、多面的な立山の姿について広く県民の理解を深めるとともに、県内外に紹介しています。(生活環境文化部)

[現状] (令和3年度)

・立山博物館の観覧者数

57,010 人

○地域の文化資源を対象として保存伝承、解説案内等に取り組むボランティア活動を支援 しています。(教育委員会)

「現状」(令和3年)

- ・地域文化に関係するボランティア活動者数 13,959人
- ○高志の国文学館において、本県の風土から生まれた「ふるさと文学」の振興のため、越中 万葉から近・現代までの文学の魅力を幅広く紹介するとともに、県民の財産となる貴重な 文学資料の収集、保管に努めています。(生活環境文化部)

## 【トピック 26】~高志の国文学館~

万葉歌人・大伴家持から現代に至るまでの作家や富山県を舞台にした文学作品のほか、藤子不二雄Aや藤子・F・不二雄などの漫画や富山県ゆかりの映画、アニメなど純文学にとどまらず幅広く紹介しています。

また、各分野の専門家による「文学講座」、「高校生のための令和万葉教室」、「親子読み



聞かせ」など様々な企画を通して、子どもからご高齢の方々まで、幅広い世代の皆さんに「ふるさと文学」の魅力を伝えています。令和3年には入館者数は100万人を超え、令和4年には平成24年の開館から10年の節目を迎えました。